

奄美における住民運動の環境学習的役割

－自然の権利訴訟と入会権問題を中心にして－

The Role of environment learning of the local Resident's Campaign in
Kagoshima AMAMI : Mainly on natural right suit and common problem

神田 嘉延
Yoshinobu KANDA

キーワード：自然の権利、入会権、環境学習、住民運動、奄美

はじめに

第1章 奄美自然の権利訴訟と人間の暮らしの見直し

- (1) 自然の権利概念の環境保全的意義
- (2) 奄美行政の開発許認可取り消し訴訟の環境保全的意義
- (3) 奄美の環境保全の伝統的習俗文化
- (4) 自然の権利訴訟と奄美群島の公共事業
- (5) 自然の権利訴訟と原告適格性
- (6) 自然の権利訴訟と環境保全機能の社会的な評価

第2章 入会権と自然保護 －奄美の廃棄物処理施設問題を中心にして－

- (1) 瀬戸内町の廃棄物処理施設建設経過と反対運動
- (2) 入会権の存在をめぐる争点
- (3) 奄美本島における入会権の慣行と森林の環境保全

はじめに

本稿は、豊かな森林の生態系を中心とする自然環境を破壊する開発に反対する住民運動のもつ環境学習の役割を明らかにするものである。奄美の環境保全の住民運動は、奄美のゴルフ場開発を反対するためにアマミノクロウサギ等の野生生物を原告にして自然の権利訴訟をした環境ネットワーク奄美の環境保全的住民運動の役割を奄美住民の自然保全の責務としてとらえ、地域住民の自然との関係で生活の復権としてとらえ、自然とともに存在していた暮らしの伝統的な見直しとして、明らかにする。

また、瀬戸内町のゴミ処理施設建設が自然環境破壊につながるとして、現代の開発問題に対しての入会問題のもつ環境保全的役割について明らかにするものである。入会問題はコモンズ論などの資本主義の発展との所有問題とも絡めて、だれのものでもない、地域で暮らすための必要な大地、自然物として、近代以前のみんなのものである共同占有という近代的所有と環境問題の展開が含んでいる。

奄美の場合には、地域住民が生活のために必要なものを共有地からとってくるという勝手取という古典的な入会が広範に残っていることから、人間の開発と所有の問題を根源的にみつめることができる地域である。コモンズ論の理論的展開は、本論の直接的な課題ではないが、その問題を考えていくうえで、基礎的資料のひとつを提供するものである。

この2つの住民運動とも環境保護運動として展開して、裁判所をとおして法的な差し止めを行うとするものであるが、住民運動という側面から奄美の住民ばかりでなく、広く環境保護に共鳴する市民に訴えて支援者の輪を広げながら自分たちの環境保護運動の理解を得ることに力点を置いているのである。

前者の自然の権利訴訟も、後者の入会権によって、自然保護をしようとする運動も、住民の学習活動を伴っていることが特徴である。裁判闘争を支援する輪が、住民の自然保護の大きな学習の場になっているのである。

奄美振興の開発のあり方を根本に問題している裁判でもある。奄美の所得格差是正という名のも

とに進める離島振興計画の開発のあり方が問われているのである。

奄美の自然の権利訴訟は、人間の暮らしや文化における自然の意味を積極的に明らかにしたのである。アマミノクロウサギなどの野生生物を原告にした裁判は、人間の暮らしや文化、人間の開発のあり方などを問いかけているものである。

そして、国家・地方自治体の環境保護の公共的信託性と、信託を守っていない国家・地方自治体に対する自然保護のための住民の抵抗権として、人間の自然保護の責務としての国家・地方自治体、地域住民の役割、自然保護の一般市民の抵抗権、自然生態系の知の役割、人間の所有と開発問題など奄美の自然権利訴訟や入会権による自然保護運動は、多くの問題を開発優先の現代人に提起している。

第1章 奄美自然の権利訴訟と人間の暮らしの見直し

(1) 自然の権利概念の環境保全的意義

本論では、自然の権利概念の環境保全的意義を人間の世代的な生存権の側面から明らかにする。自然の権利は、権利ということで、基本的人権論のなかに、含まれるものと解釈しがちであるが、本論では、人間社会内の関係だけではなく、人間と自然との関係を基本に据えて、それとの関係で、人間社会内の自然との関係をめぐる矛盾を奄美の自然権利訴訟をとおして明らかにするものである。

基本的人権の概念は、人間社会における国家からの自由や国家に保障させていく権利、他人の権利、集団の権利を侵害しないために、人と人との社会的関係のなかでの問題である。

しかし、自然の権利ということは、人間の自然循環的な環境保全の義務ということからの問題である。人間だけが、自然の生態系を征服することができる動物である。人間は自然のなかで、自らの欲望充足のための目的意識性から、結果としての自然破壊を行うという特殊な位置をもっていることを忘れてはならない。

そして、この人間の自然破壊の現象は、人間の社会的な存在として、対応していることを見落し

てはならない。つまり、人間一般ということではなく、人間社会の矛盾構造の関係をもって、人間は自然の征服行為をすることを見落してならない。自然の権利は、自然物をとおして、人間の社会関係の権利と義務を明らかにするものである。人間の自然との関係は、資本主義に先行する諸形態としての共同体的労働の場合、自然の大地と結びついている。しかし、市場経済の発展による商品生産の展開によって、自然循環的な秩序が共同体との関係から離れていく。人間が大地から切り離されての自由な労働の存在形態をとるという資本主義の経済の成立によって、本格的に人間労働と自然の直接的結びつきの経営は、消えていくのである。

人間社会内の矛盾が自然と人間の労働の矛盾とともに積極的に展開しているである。人間の労働が自然循環的な秩序の無政府性として進行していく。資本主義的な生産力の発展は、自然循環的秩序の無政府の増大であった。産業の発展による公害問題は、資本主義的な価値増殖による生産設備の経費削減ということから社会的な規制がなければ、企業間の競争によって公害防止の設備投資は行われていかないことを歴史的に証明したのである。

現代社会のグローバリゼーション化した国際競争と規制緩和というなかで、資本の寡占が巨大化していく。資本主義の環境問題は一国の枠内ではなく、地球規模で起きているのである。つまり、地球規模の自然循環的な持続可能性の社会をつくるための社会的規制が必要な時代になっている。地球規模の自然環境破壊が、現代の国際化した高度な科学・技術の発展がもたらしたのである。自然への征服力は、国際的な南北問題、国際的競争主義の社会的矛盾構造のなかで、まさに地球規模での人間の自然保護の責務を要請している。

資本主義の社会的な矛盾構造のなかで、人間の労働は、自然循環的な再生産ではなく、人間の欲望実現のために、自然を征服し、破壊してきたのである。人間の開発行為は、つねに、自然破壊ということが裏腹になっていたのである。人間の開発には、世代的な再生産的な視点からたつならば、自然循環的な再生産が求められてきたのであ

る。それは、自然の征服が自然から反撃をうけることがしばしば起きてきたことによって、人間は自然の大切さを認識してきたのである。それは、人為的な自然災害として、ときには地域社会の破滅に結びついたことが度々起きることによって人々が認識したのである。

人間は自然を開発しようとするが、自然を恐れ、畏敬の対象として、自然保護をしてきた歴史をもってきた。このことは、現代の地球的規模の自然保護を考えるうえで、大切な視点である。人間の自然の開発は、当面の生産力発展の欲望を満たしていくが、自然の循環的再生産のみとおしをもって、自然の再生につきあっていく開発の認識をもつことが極めて不十分なのであった。

人間の自然への開発は、科学・技術が生産力主義的に展開し、人間の生活を豊かにしていくこと、自然循環的にみていくということを総合的にとらえてこなかったのである。近代社会の到来の資本主義的な生産力の発展は、利潤第一主義と弱肉強食の競争主義によって、この科学・技術の発展を奇形的に展開してきたのである。この路線が、国家財政による大型公共事業のもとにおこなわれたのである。それは、現代的なグローバリゼーション化した大型開発主義的な国家独占資本主義の特徴である。

近代社会の自然破壊は、資本主義的な生産力発展が促進し、地球温暖化現象、オゾン層の破壊、世界戦争・核の脅威など地球規模の破壊的恐怖をつくりだしている。このようななかで、持続可能な社会の形成、環境保護運動、自然の権利などの市民運動が発展してきたのである。

自然の権利という場合に、人間の環境保護の責務が対応しているという視点は、きわめて大切である。自然の権利は、自然生態系の保全、自然保護という人間と自然というなかでの公益性からであり、人間社会の個々の人権からの論理でもなく、人間社会内の公共性でもない。人間の環境保全の責務は、人間社会における基本的人権という枠内からの問題ではない。つまり、人間社会内の関係論的な権利論の概念ではないのである。

公共性という概念を人間社会内の国家・行政的な公共性、社会資本・所有関係などの公共財産、

参加民主主義的公共性というだけでなく、世代的な再生産という側面からみるならば、自然生態系、自然循環を含めての自然の権利的公共性をみていく必要がある。

人権の概念には、個人の市民的な権利と、生存権的な社会保障の権利や、労働者の団結権・団体交渉権・争議権などの社会権的な権利があるが、これらは、人間社会中心の権利論である。自然の権利は、人間の生存権を人間中心的に考えるのではなく、人間も自然のなかの一部であり、自然の生態系を守るということで、そこに生存する動物の命の保障も自然循環的な生物の多様性の保全というなかで人間の生存権をみていくことである。

自然が保全されるということ、人間の生存権も保障されるということ、人間社会の関係のみで生存権の保障を問題にしているのではない。

山田隆夫氏は、自然の法的価値として、人間の生物学的側面や精神的な生存の基盤が自然との関係、自然の存在というなかであり、人間の内なる基底として自然の法的価値を次のように強調している。「人間はその生理的・精神的生存すなわち実存の根源の一切を自然に依拠している。人間と自然とは相即不離の関係にあり、人間は社会的存在であると同時に自然的存在である。人間は社会と自然との関係性を前提としてのみ尊厳ある存在として実存し得るのである。自然は人間の生存の道具として功利的法益を有するのではない。自然は人間と薄紙一枚を差し挟むすき間もなく「在る」のであり、人間が法的価値を有するのと同じ次元・同じ構造において、自然には基底的な法的価値が存在するのである」¹

さらに、山田氏は、人間は自然保護の義務をもっているとして、国家や社会的権力の義務違反に、国民の自然防衛権の必要性について次のように提起する。

「人間に原則的な自然保護義務があり、国家や社会的権力の義務違反行為が環境問題の原因ならば、これを常に監視し、義務の履行を司法のレベルで強制していく必要がある。このような権能は原則的にすべての「人」に承認されるべきである。私は、ここで自然防衛権という権利の存在を主張する。

自然保護義務は、その実行性を確保するための防衛権能を当然に要求していると理解すべきである」。² 山田氏は、自然防衛権が国民の国家や社会的権力に対する抵抗権として問題提起するのである。この視点は、国家・地方自治体の自然保護の責任放棄を告発していくうえで、大切な考えである。地域の住民の国家・地方自治体にたいする抵抗権を発揮することによって、国家・地方自治体の自然保護義務の機能が実質化していく。自然保護の公共的信託の義務放棄における抵抗権という見方は、開発、経済成長第一主義を優先しがちな現代では、大切なことである。

自然の権利は、人間の自然保護義務に対応する概念で、基本的人権ということでの人間社会における利益関係を伴う主体的な積極的権利ではない。人間の自然の権利に対する義務は、人間社会の経済行為に対する自然保護の義務であり、国家・地方自治体の公共的機能からの自然保護のための社会的規制が大きくあることを提起していることである。

社会的規制は、各種の自然生態系の保存、生物多様性の尊重、森林法など環境保護法などの法的関係によって、行政的な指導と監督、許認可権がある。これらの国家・行政的機能が環境保護的に義務を果たしていくのである。この義務を果たすために、市民の独自の役割がある。環境保全の国家的機能や行政的責任の役割放棄に対する異議申し立て、行政への批判権、監査権、評価権などの抵抗権が市民に与えられていなければ国家・地方自治体の環境保全行政の実質性を持ちえない。また、環境保全のための社会的規制としての議会の法・条例の形成も意味を持ちえない。

市民と行政のパートナーシップによる参加民主主義は、環境保護行政において、益々大きな役割を果たしていく。この行政の立場と異なる市民の自立性ということから社会的しくみをつくりだしていくという建設的な課題がある。抵抗権の保障によって、環境保護行政が機能していくのである。行政と市民とのパートナーシップを実現していくためには、市民の自立的な学習が不可欠である。奄美の自然権利訴訟の裁判は、環境保護の公共的信託に対する責任の放棄ということから抵

抗権発動のひとつの形態であった。同時に、この裁判は、多くの市民に対する自然保護義務の学習になったことを特記しなければならない。

(2) 奄美行政の開発許認可取り消し訴訟の環境保全的意義

奄美の自然の権利訴訟とは、住用村に、平成4年3月31日付けで、龍郷町に、平成6年12月2日に森林法10条の2に基づく県の行った林地開発許可処分は無効として、ゴルフ場開発の許認可をおこなった行政に対して、平成7年2月23日に「行政処分無効確認及び取消請求事件」として、積極的に異議の申し立てを司法に行った裁判である。

訴状ではアマミノクロウサギなどの原告と代理人との関係を次のようにのべている。「本件は自然物の権利侵害を重要な根拠として展開する訴状であるが、自然物の権利を擁護するという時、単にアマミノクロウサギ、オオトラグミ、アマミヤマシギ、ルリカケス等の自然物が擁護されるということではなく、その存在を支える生態系を含めて擁護するという意味である。従って乱開発による種の絶滅（後に述べるような持続不能な絶滅）に最も深刻な権利侵害ということになる。

自然及び自然物の権利が侵害された場合には、自然保護団体や個人が自然の権利を擁護するために自然物を代位して、あるいは自らの自然享有権に基づき防衛権を行使する。本件について言えば、アマミノクロウサギ、オオトラグミ、アマミヤマシギ、ルリカケス及びそれらを含んでいる自然であり、その権利は他の原告らによって代位して行使される。従って、自然ないし自然の権利侵害によってその侵害の回復を求める者に司法的救済を求める地位、すなわち、原告適格が当然認められることになる。他方、人間自身も自然ないし自然物に代わって、その破壊（権利侵害）から自然及び自然物を防衛することのできる法的権利を有すると考える。さらに、人間は、自然ないし自然物を保護し、これらを破壊することから防衛すべき固有の法的義務及び権利ないし権能を有する」。³

以上のように、人間の乱開発にたいする生態系の擁護、絶滅危機の種の保存、人間自身の自然物

を保護する防衛的権利として、奄美自然の権利訴訟を行ったのである。これは、人間の環境保護責務の国家・行政の第一義的責務の役割ということであり、一般化しての人間の責務ということではない。つまり、国家・行政の環境保全の第一義的な責任問題として、開発許認可の無効請求ということで、行政の自然保護責務を指摘した意義は大きい。

人間が動物に替わって生存の保障を求めるのは、自然生態系の保存と自然循環的な再生産を意味する訴訟であり、基本的人権の延長として、人間の生存権と同次元の問題ではない。自然循環的な種の再生産を保障することである。

奄美の自然の権利訴訟は、生物多様性の存続の尊重、生態系を守るなかで考えていくということということで、人間の自然体系の保存との関係の生存権もそのなかで考えていこうという主張である。

訴状では、人間を自然一体の存在としてとらえており、人間の尊厳と自然の権利を矛盾してとらえる考えをもっていない。「本来、自然を人間と分割することはできず、人間は自然と一体のものである。とするならば、人間の尊厳という価値の承認は、必然的に自然固有の価値の承認、自然の尊厳の承認をとまなう。ここにおいて自然とは、人間と区別され、人間の「外」にあるのではなく、人間を含むと共に人間と一つのものである。また、人間が自然の一部であるという考えは、人間は自然を構成している自然物に対し、特別な地位にないことを意味する」。⁴

さらに、訴状では人間の尊厳の人類共通・共有の絶対的適用性を否定するのではなく、人間の尊厳と自然の尊厳は矛盾するものとしてではなく、人間は自然に深く依存して生存しているという立場から次のように述べる「原告らは自然の固有の価値を承認すると言っても、自然及びそれを代理する人間の主張を絶対視するものではない。人間や自然の尊厳が比較できないはかりしれないものとして承認する以上、人間どうしはもとより、自然と人間との間でも、「互いに尊重し、される関係」は必要不可分である。さらに、人間の知は、常に未熟であり、不完全なものであることを自覚しなければならない。この点で、原告は、全体主

義的な考え、すなわち全体自然の名のもとに、人間のあらゆる権利を一方的に制約しようという考えをとるものではない」。⁵

個々の市民は、国家や地方自治体に自然物の管理を信託しているということで、その義務を違反したときは、自然保護の防衛的意味から差し止める権利があるとして、次のように訴状では問題提起する。「開発の名のもとにその資源が特定個人のために消費されることは平等の原則から言って許されない。また、現在では資源として未知数ではあるが、未来世代にとってきわめて有用となるかもしれない資源を現世代で消費することも許されるべきではない。従って、特定の者の利益のみのために河川や湿原、野生生物などの自然物の権利は侵害されてはならないし、まして、個々の市民は政府や自治体に対して、公共性の名のもとに自然物の管理を公共的に信託しているのである。従って、仮に政府が信託の趣旨に反して自然物の権利を擁護できなければ、市民は自然物の権利を擁護する義務者として、または、自然を享有することのできる権利者として、政府の行為を差し止めることができると考える」。⁶

ここでは、自然の資源ということで、特定の個人に帰属することではなく、自然との関係を世代的な期間を含めて、新たな視点からの公共性の転換を求めている。自然生態系を公物として、国家や地方自治体の公共的信託として、自然保護の世代的な循環のスケールから責務を強調している。自然との関係で世代的なスケールで公共性の概念の転換を奄美の自然権利訴状は問題提起しているのである。

ところで、奄美の森を潰してゴルフ場にしようとしたことに、環境ネットワーク奄美の活動の中心メンバーとして、原告のアミノクロウサギの代理になって訴訟を起こした園博明氏は、基本的人権という人間の生存権と自然の権利という関係で次のようにのべている。

「奄美の住民にとって自然保護はどのような意味をもっているのか。大海に囲まれ島に住んでいる人々にとって、海域、河川、森のいずれも日常生活と結びついている。と言うより一体となっている。(いた)。シマの住民、とりわけ高齢者の自然

に対する畏敬の念が強い所以はここにある」。⁷

日常生活が自然と一体となっていることが奄美の人々の暮らしがあったことを強調している。自然保護ということが、一時的な観光資源的な発想ではなく、人々の暮らしから隔絶された自然という意味で、アマミノクロウサギの生存を訴えているのではない。自然の循環性を保全していくという長期的な視点から人間の暮らしをみつめていくということである。シマの日常生活の側面からみた環境保全の指摘である。つまり、シマの人々の暮らしが自然と一体であるということから、アマミノクロウサギの生存の保障を強調しているのである。

生物の多様性を保障することは、人間が自然と一体となって暮らしてきたということである。奄美の人々の暮らしは自然循環性が狭く、循環性の期間も短く、自然と一体の暮らしは日常性としてあったのである。それをしなければ奄美の暮らしの世代的な循環性、歴史的な継続性はなかった。自然と一体となった人間の暮らしは、環境の保全が自分たちの生存の権利であったのである。自然が破壊されることによって、生存権が失われていくという意味で、自然の権利は、自然と一体になって暮らしてきた地域住民の生存権も包含していることを見落としてはならない。

園博明氏は、自然の権利は、自然と一体となって暮らしてきた奄美の人々の基本的人権と不可分の関係にあると次のようにいう。

「環境破壊は現代の世界における最大の安全保障と言われている。人間が拠って立つ大地とすべての生物が織りなす「生物多様性」の世界が破壊されたとき、共に生きる社会の実現どころか、「ヒト」という種そのものが存亡の危機に立たされかねないを考える。因って、「自然の権利」は「基本的人権」と不可分の関係にあると考える」。⁸

奄美のような森、河川、浜・海という自然循環性が狭い地域で行われている島では、生物多様性が破壊されることによって、人間の種の保存そのものが存亡の危機になることをのべている。「生物多様性、自然生態系を守ることは、奄美の自然循環性を守ることが人間の生存と結びついていく

という特殊性があることによって、様々な自然を畏敬する習俗が存在して、自然に対する人間の行為を精神的に規制してきたのである」。⁹

園博明氏は、奄美の教職員組合運動を長年続けてきた教師で、退職後も鹿兒島教職員組合の環境教育分科会の共同研究者として、環境教育実践の研究を積み上げてきた人である。自らも自然の権利裁判の原告となって、環境保護の住民運動のリーダーとして活躍してきたのである。生物多様性、自然生態系を守ることが、奄美の自然と暮らしてきた人々の長期的な視野からの世代的な生存権を守ることになるという考え方を強調してきたのである。

(3) 奄美の環境保全の伝統的習俗文化

奄美地域の暮らしの生活文化は、自然と共生し、子どもたちに自然の畏敬、自然との共生を語ってきたことを環境ネットワーク奄美の園博明氏は指摘する。

「シマには荒らしてはならない森、伐ってはならない木があった。子どもたちは、トゥートウガナシ（神様）の宿る山、ケンムン（妖怪）が棲んでいる木と優しく脅されて育った。小さい貝や魚を採ったとき「フレムンヌ（ばかもんが）」としかられ、「ウンチムドゥシクゥ（海に戻しなさい）」諭されて自然との係わり方（今はやりの「共生」）を学んだ。「奄振」なる妖怪は、神聖なる森をつぶしタタリにおのいた大木を無造作に倒してしまった。古老のムンバナシに胸をときめかした「月の白浜アダンの木かげ」にかつての面影はない。今の大人たちは、「水は山おかげ、人は世間おかげ」と唄うことも、「ムングトゥヤナナイサキカンゲエリヨ（ものごとは七代先をかながえるのだよ）」と語ることもできない。

奄美の民謡、伝説、子守歌、シマウタ（民謡）、諺、伝統行事は自然と深く結びついている。いくつか例をあげると、ヤチャ坊、ケンモン、ジュゴンの伝説、サギア（子守歌）、平瀬マンカイ、ハマオレ（浜下り）、八月踊り等々。また、伝統的行事は稲作儀礼とつながっているのが多い」。¹⁰

水は山おかげ、人は世間おかげ、七代先まで考

えて、自分たちの暮らしを見通せということを経験した人々は言い伝えてきた。現代のように急激に変化していく時代では、きわめて大切な格言である。奄美の伝統的な文化は、長期的な自然のサイクルをながめながら、新たなことへとりくめということを経験した文化として継承してきたのである。

奄美の民謡、民話、伝統的行事が、奄美の自然と深く関わって、展開してきたのである。奄美では、荒らしてはならない森、とってはならない木、神が宿る山があるということで、自然そのものを信仰の対象とすることによって、シマの人々による環境保全の習俗があったのである。

この環境保全文化が現代までも生きてきたのは、古いアニミズム文化として、琉球王府の権力と結びついたノロなどの祭祀権威主義的シャーマニズムの支配してきた結果ではない。自然そのものとの一体的な暮らしが自然信仰を強く残してきたのである。つまり自然と一体とならなければ暮らしていくことができなかつた奄美の状況が、作りだした習俗的文化なのである。

奄美の自然循環性の狭さ、自然循環性の期間の短さは、自然を畏敬し、自然を親しむ文化を大切にしてきた。このことは、生存のための生活文化であったのである。この生存のための生活文化であったからこそ、奄美の人々が歴史的に継承してきた習俗としての環境保全文化があったのである。自然と一体の暮らしの文化は、奄美の人々にとって、生きていくための不可欠なものであった。習俗としての自然信仰は、近代的な人権意識ではないが、未分化な生存権的な自然の掟が内包されていたのである。

(4) 自然の権利訴訟と奄美群島の公共事業

自然の権利訴訟を行った環境ネットワーク奄美は、環境破壊はもちろんのこと、自治体行財政、産業、生活、教育、人心など、あらゆるところに奄美群島振興開発事業（略称「奄振」）の影響を強くしていると、公共事業のあり方を問う運動を展開してきている。自然の権利訴訟は、この運動の一環であったのである。

奄振事業がもたらした弊害を環境ネットワーク

奄美は次のようにまとめている。

「(1) 生き物たちの生息地を攪乱し、奄美の「生物多様性」を危機的状況に追い込んでいく。森でも、川でも、海でも。種によって、絶滅は時間の問題かもしれない。(マングース等の移入種が拍車をかけている。

(2) 産業や生活につながらない無駄な工事、過剰な事業が増えた。

(3) 地場（基幹）産業の衰退に拍車をかけた。

(4) 地元持ち出しの起債（借金）が積みもって市町村財政を圧迫し、財政の破綻状態をもたらした。

(5) 国（税金）のカネに頼り過ぎるあまり、自ら興す気概をなくした。自治体だけではなく住民の多くも奄振に浸り過ぎたようだ。

(6) 「地元の要望を受けて」という名目で地元生活者の声を反映させない巧妙なしくみがつくられ、県民は蚊帳の外に置かれた。

(7) 中央（都市＝東京）に目を向けるあまり地元のよさを見失った。自然だけではなく、生活、文化から精神面まで。

(8) 自然だけに止まらず文化、生活、産業など多方面にわたってシマ・島の特性が失われ、さらに失われようとしている。

(9) 開発事業の賛否をめぐって地域に対立の構図が持ち込まれた」¹¹

以上のように奄美群島振興開発事業の問題を環境ネットワーク奄美は9項目にまとめている。第1が、生物の生息地を攪乱して、生物多様性という種の保存の危機的状況をつくりだしたということで、奄美群島振興開発事業という開発行為によって、人間の自然保護の責務を放棄して、開発地域、その周辺の自然の権利が侵害されていることを指摘している。

生物多様性の危機的状況という自然の権利の問題ということと同時に、地場産業の衰退、地元市町村の財政圧迫という地域の経済や財政問題にも大きな問題をつくりだしたということである。地域住民の人々が国家依存の体質にあり、自らが意欲的に地域を興すという気概をなくしていったということ、地域文化の喪失などの精神的な荒廃の問題を強調している。大型公共事業を伴う奄美群

島振興開発事業による自然の権利の侵害は、地域の経済の衰退、地域の喪失、地域の精神的な荒廃とむすびついているという指摘である。

教師として、環境教育実践をしてきた園博明氏の総合的視野からの奄美群島振興事業の評価である。地域の自立的発展の意欲喪失、中央・大型公共事業依存の精神構造化、地域文化の衰退、精神的な荒廃など教育者として、独自に社会的な責任があることに心を痛めてきたのである。地域教育計画は、地域自立の意欲の後退、地域文化の衰退などの状況を直視し、人間の生活における自然循環的意味や環境保護の人間としての責務の問題を、具体的な地域での開発に即して、問題提起をしているのである。奄美の自然の権利訴訟は、成人教育を含めて、地域の教育的な課題についても正面から問題提起することになったのである。

(5) 自然の権利訴訟と原告適格性

ところで、奄美の自然の権利訴訟で大きな論点は、原告が適格を有するかどうかということである。アマミノクロウサギなど貴重種の野生動物を含む奄美の自然の権利が侵害させるとして、野生生物の観察活動を行って原告や自然保護団体である環境ネットワーク奄美が原告になるのかということである。

野生生物観察者と環境保護団体が、奄美の自然の代弁者として、ゴルフ場開発予定地、その周辺の林地開発処分の取り消し、無効確認訴訟の原告となりうるかどうかということである。自然観察や自然保護活動をつうじて、奄美の自然をよく知り、奄美の自然と深い結びつきを有する個人や団体に原告の適格があるのかどうかということである。

平成13年度1月22日の鹿兒島地方裁判所の判決言い渡しは次のように原告の主張は認められなかった。森林法に基づく林地開発行為の行政処分無効確認確認及び取り消し請求事件は、「法律上利益を有する者には当たらず、本件訴えはいずれも原告適格を有しないものの訴えとして、不適法却下する」¹² という判決であった。

森林法の林地開発許可制度は、法律上利益を有する者ということであり、各ゴルフ場の開発により発生する可能性のある災害等によって生命、身

体等の不利益が生じる地域に居住する住民とはおよそ考えられず、原告適格とは認められないということである。

「法律上の利益を有する者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害されたということであり、森林の災害防止機能から開発行為によって、土砂の流出又は崩壊その他災害の発生のおそれがあること、水源のかん養の機能から水の確保における支障のおそれ、環境を著しく悪化させるおそれのある場合に該当しない場合は、許可しなければならないということから、請求事件は、それぞれに森林の多角的機能、総合的な森林の公益的機能を侵害することにならないとしている。林地開発許可制度が自然環境を保護しようとする趣旨から森林法だけでなく、森林法と目的を共通する関連法規によって、個別の利益を保護すべきとしている」。¹³

訴訟の原告は、法律上の利益を有するものではないとしたのである。森林法における公益性の侵害は、直接的に自然災害のおそれのある個別的利益者のことで、当該開発地域又は周辺地域の住民であるとする。

判決の言い渡しでは、「当該開発行為をする森林及び当該周辺地域又は当該機能に依存する地域に対して自然観察活動等に訪れるという関係にある個人についてまで、その個々人の生命、身体等の個別的利益を保護する趣旨と解することはできない」¹⁴ として、野生生物の自然観察者に対する原告適格を否定したのである。

また、環境保護団体の環境ネットワーク奄美に対しては、「構成員である原告らは一人を除いていずれも龍郷町及び住用村に居住しておらず、かつ、地元住民からの授権があったという事実もうかがえない以上、環境ネットワーク奄美が地域住民の代表と解することはできない」¹⁵ ということである。

開発地域又は周辺地域に居住していないこと、地元地域住民から団体に授権されている事実はないということ、個別的利益がなく、原告の適格が欠けるという判断である。裁判では直接的に開発行為によって環境破壊からの自然災害などの不利益の訴えではなく、地域住民の個別的な利益の

侵害にあたらぬということである。

「自然の価値を侵害する人間の行動に対して、市民や環境NGOに自然の価値の代弁者としての法的な防衛活動を行う地位があるとして、訴訟上の当事者適格が一般に肯定されると解すること、そして、その根拠として、「自然享有権」が具体的権利として憲法上保障されるということまで困難である。

……原告らの主張する「自然享有権」に具体的権利性を認めるか否かについては、自然破壊行為に対する差し止め請求、行政処分に対する原告適格、行政手続への参加の権利等根拠となるような「自然享有権」の具体的な範囲や内容を実体法上明らかにする法規定は環境の保全に関する国際法及び国内諸法規を見ても未整備な段階であって、いまだに政策目標ないし抽象的権利という段階にとどまっていると解さざるを得ない。……生物多様性の保全という、第一義には一般的公益と評価されるべきものであると解される。あるいは、良好な自然環境やそこに生息する野生動植物が人間の豊かな生活に欠かすことができないという観点から、開発行為の対象となる森林及びその周辺の地域の自然環境又は野生動植物に対する個々人の利益を保護する趣旨が含まれるとしても、その個々人の利益を公益と区別することは困難である……不特定多数者の利益をこれが帰属する個々人の個別的利益として保護する趣旨まで含むと解することは困難である」。¹⁶

鹿児島地方裁判所の判決言渡では、自然享有権が具体的権利として、差し止め請求、行政処分に対する原告適格となるような法規定が未整備な段階であるとして、一般的公益と評価されるが、個々人の利益を公益と区別することが困難であり、不特定数の利益を個別的利益のなかで保護することができないとしている。

(6) 自然の権利訴訟と環境保全機能の社会的な評価

奄美の自然の権利訴訟は、原告の請求は退かれたが、自然保護の法的評価のたかまりとして、社会的意義のあったことを鹿児島地方裁判所の判決言渡しのなかで次のように認めている。

「自然保護に対する法的評価の高まりについては、原告ら、あるいはその他の自然保護団体による自然環境活動・自然保護活動等に負う部分も大きいものと解され、その意味においては、原告らが、アマミノクロウサギをはじめとする奄美の自然を代弁することを目指してきたことの意義が認められると言ってよい。ところで、わが国の法制度は、権利や義務の主体を個人（自然人）と法人に限っており、原告らの主張する動植物ないし森林等の自然そのものは、それが如何に我々人類にとって稀少価値を有する貴重な存在であっても、それ自体、権利の客体となることはあっても権利の主体となることはないとするのが、これまでのわが国法体系の当然の大前提であった。……動産、不動産に対する近代所有権が、それらの総体としての自然そのものまでも支配し得るといえるのかどうか、あるいは、自然が人間のために存在するとの考え方をこのまま押し進めてよいのかどうかについては、深刻な環境破壊が進行している現今において、国民の英知を集めて改めて検討すべき重要な課題というべきである」。¹⁷

わが国の法制度は、個人と法人に限定されていることが、自然保護ということからみるならば、近代所有権が総体としての自然そのものまでを支配することができるか、自然が人間のために存在するという考え方をこのまま進めてよいのかということで、近代的な法の基本的な問題の検討を、国民的英知を集めて検討する段階になっていることを自然の権利訴訟のなかで明らかになったことを裁判所は認めているのである。

現行の法の枠内では、奄美の自然の権利訴訟請求は認められないが、環境保護という社会的正義の側面からみるならば、その根本的な法制度改革の必要性を裁判所自体が提起しているのである。法的な解釈から社会的正義へと踏み込んだ問題提起を鹿児島地方裁判所の判決言渡しは行ったのである。社会的正義を人間社会の関係からではなく、人間の自然保護の責務という視点から、人間自身の生活様式のあり方、自然保護的な価値観の重視、学校教育における自然保護のための教育責務の重視が必要になっていることをこの裁判は、問題提起したのである。

また、成人の学習は、環境問題について知りたい、自然生態系のもっている環境保全の役割などを知りたいという市民の要求は、環境保護のための出発である。このことだけにとどまらず、市民的義務として、自然保護のための社会的規制や市民としての自然保護のための開発に対する抵抗権、自然保護の監査権などと結びついている成人学習が求められていることを見落としてはならない。

第2章 入会権と自然保護 —奄美の廃棄物処理施設問題を中心にして—

(1) 瀬戸内町の廃棄物処理施設建設経過と反対運動

奄美の自然保護に入会権が大きな役割を果たしたことが、瀬戸内町の廃棄物処理施設建設問題にみることができる。奄美の入会権は勝手取りにみられるように、近世的な行政村の本百姓に認められた関係ではなく、サトウキビを年貢として強制してきた薩摩藩のなかで、山の関係は農民的に自由に利用されていたのである。この意味で、原始的な自然共同体的慣行としての入会地という性格をもっていたのである。アマミノクロウサギなどの貴重な生物の種の保存に入会権を楯に地域住民が自然保護運動を展開したのである。

奄美の瀬戸内町の開発に対する入会権訴訟は、自然保護のために入会地が機能した事例である。奄美の瀬戸内町網野子峠に廃棄物処理施設を町が強行建設したことにたいして、瀬戸内町環境を守る会を中心とした反対住民が見張り小屋を立て抵抗した。この反対運動のなかで、入会権が強力な環境保護の楯になったのである。

反対住民は、建設地は、網野子集落住民の入会地であり、網野子区長と町が結んだ賃貸契約を無効と主張した。廃棄物処理建設問題は、網野子集落の入会権問題を浮きあがらせたのである。山の経済的、生活的価値が著しく低下したなかで自然環境の保護か、開発かということで、入会権が注目されたのである。

経済的価値が低下したなかで、廃棄物施設建設に伴う集落の土地を賃貸して収入を得ようとする考えと、豊かな自然環境を守って、故郷の自然と

共に歩んできた生活文化を大切にしようとする考えが集落のなかでぶつかったのである。

前者の意見が多数派であり、集落の総会では、多数決によって、廃棄物処理施設のために土地を賃貸することを決めている。入会という共同体の構成員の全員一致による権利の賃貸が多数決の原理によって、建設計画が進んでいくのである。

瀬戸内町は、網野子集落の総会によって、町の廃棄物処理施設建設予定の土地賃貸契約は、多数決で賛成が得られ、議会でも承認され、県も設置届の受理をしているので、問題はないとしたのである。町は平成13年1月24日に強行に、工事の測量をはじめめる。

それは、反対派住民との2時間あまりも続いた人垣バリケードをつくった抗議のなかで、強引に突破しての伐採・測量がされたのである。瀬戸内町の廃棄物処理建設問題について、その問題の様子を南日本新聞は次のように報道している。

「大島郡瀬戸内町が一般廃棄物の焼却施設の工事を進めている同町網野子峠の現場で、反対派住民が工事車両用道路の入り口を立ち入り禁止の看板で封鎖したことから、町側が13日、この看板を撤去する騒ぎがあった。

町は1月24日に着工。これに対し反対派は同26日、工事差し止めを求める仮処分を鹿児島地裁名瀬支部に申請した。ところが裁判所の判断が出るのを待たずに工事が進んでいくことから、危機感を深めた反対派が11日、原告団の代表名で看板を立てた。

現場は伐採作業がほぼ終わり、沈砂池の工事に取りかかろうという段階。町側と反対派側双方の立ち入り禁止の看板が立ち並ぶ異様な状況となった。

13日は仮設の作業小屋を建てるため、町役場職員と業者が、監視していた瀬戸内町環境を守る会（内山忍会長）メンバーと現場で対立。同会が「提訴中の原告団が立てている看板。器物損壊だ。裁判が済むまで待て」と激しく抗議する中で、町側は「そちらこそ違法」と看板を引き抜いた。鹿児島地裁名瀬支部によると、今月6日に反対派、同7日に町側の審尋を行った。¹⁸

瀬戸内町自然を守る会は、町の網野子峠の廃棄

物処理建設に反対するため平成11年11月に結成された。反対住民は、自然の豊かな嘉徳川上流に、廃棄物処理施設を建設することは、多種多様な固有種が生息する貴重な自然を破壊することであるとして、建設の抵抗をはじめるのである。

(2) 入会権の存在をめぐる争点

奄美の豊かな自然を保護するために住民は、入会権によって抵抗したのが瀬戸内町廃棄物処理施設建設反対運動の特徴である。奄美の自然保護との関係で入会権の存在が裁判所での大きな争点になったのである。

町側は多数の網野子集落住民の賛成によつての建設計画地の賃貸契約であり、議会でも承認していることから合法的で建設の執行は問題ないとして強行着工したが、住民は入会権を根拠に裁判所に建築工事禁止仮処分命令を申請したのである。

結果は、反対住民の主張どおりに、入会権の存在が認められ、いっさいの工事は行つてはならないという判決で仮処分が決定されたのである。鹿児島地方裁判所奄美支部は入会権の存在を、歴史的経過を詳細に調査して、認めたのである。少し長い引用になるが、入会権の存在の根拠を歴史にさかのぼって、現代まで詳しく論じていることを紹介しよう。

「網野子集落民は、次のように、本件土地に立ち入って、本件土地を利用してきた。すなわち①昭和30年代ころまで、黒糖を詰めるための樽木用資材として、椎の木、アサゴロ、松の木などを切り出した。②昭和40年代ころまで、イジュ、イスノキ、モッコク、椎の木を切り出し、集落民の家屋建築用資材として利用した。③昭和30年頃、町が造林奨励事業として杉の植林に補助金を出したため、他の集落民の同意を得た上で、杉の木を植林した者もいた。④リュウキュウアイを植栽し、藍染め原料を生産していた時期があった。⑤椎の木、檜の木を切り出し、スルッパと呼ばれる長さ6尺、幅7寸5分、厚さ5寸程度の角材を生産し、鉄道軌道用の枕木用材として移出していた時期があった。⑥昭和40年代ころまで、パルプ用の木材を伐採し、搬出していた。⑦薪炭材として立木を切り出し、利用していた。⑧萱やススキその

他の草木を牛馬の飼料として利用したり、茅葺き屋根の家屋資材として利用していた。⑨椎茸栽培用の椎の木やタブノキ、ホルトノキを切り出した。⑩茶を栽培していた時期もあった。

杉の植林に補助金を出したため、他の集落民の同意を得た上で、杉の木を植林した者もいた。リュウキュウアイを植栽し、藍染め原料を生産していた時期があった。

現在では、木材価格の下落のため、営利目的のパルプ材の採取はなされていないが、なお、自家用として、雑木の採取、山菜取りをするなど利用されている。

網野子集落においては、入会地の利用、管理等について、直接明文で定めた規約は存在しない。なお、前記「網野子部落会規約」にも、集落内の入会地の利用、管理等について定めた規定はない。

本件土地については、網野子集落に住所をおく者であれば、誰でも利用でき、その利用する時期等に格別の制限はない。

ただし、土地内の立木を自家用で使用するには許可は必要なかったが、それを販売したり、それを利用して商売する場合には、許可が必要であった。また、木材を伐採した集落民は、それを販売して得た利益の一部を、山税として集落に納めていた。

現在も、ツワブキやヨモギを採集したり、枯れ木を集めて薪にしたり、イノシシ狩りをするには自由である。ただし、サルスベリの木については許可が必要である。

以上の諸事情を前提として、本件土地が網野子集落の入会地であるか否かを検討する。

まず、前記したような歴史的経緯の中で、本件土地の登記名義が網野子集落の役員の共有名義に回復登記されていること（なお、このような登記があったとしても、本件土地が登記名義人らの個人共有地でないことは、当事者間に争いが無い）に鑑みれば、本件土地が官有地や町有地でなく、民有地とされたことがうかがえる（この事実を否定するに足りる古文書などの沿革的資料は、双方から提出されていない）。

本件土地が民有地であったとして、次に、それ

が入会地であったかが問題となる。入会地と認められるためには、官民有区分以前から集落民が入会慣行を有しており、官民有区分以後現在までその入会慣行が存続していること、入会地の利用収益について入会集団の共同体的統制が存在することが必要である。

本件にあっては、本件土地の利用及びその管理の実態は、証拠上、必ずしも、具体的かつ明確なものは認められないが、本件土地について、網野子集落の集落民が、立木を伐採したり、山菜を採取するなどした入会慣行があり、そして、売却のために立木を伐採するときは、許可を受けた上、山税を納める必要があったなど、それが共同体的統制のもとにあったこと、すなわち、入会慣行と入会集団の統制があること、そして、網野子集落に居住していることがこの入会権の主体としての条件となっていることはうかがえる。

以上によれば、本件土地は、入会集団である網野子集落の入会地であると一応認めるのが相当である。……

網野子集落において、入会地の処分のための要件について定めた規約は存在しない。しかしながら、入会地の処分については、原則として、これにつき入会権者全員の同意が必要とされるのは、共有の性質を有する入会権の性質からして、当然のことである。

債務者は、網野子集落では、規約に基づいて運営がされており、財産の処分についても、定めはないが、総会における多数決によって運営されてきた旨主張する。

一件記録によれば、たしかに、網野子集落では、日常的な管理事項については、多数決によって決定されてきたことが認められるが、しかしながら、他方、財産の処分については、集落民全員の同意のもとに決定されているものと認められる。

この点について、債務者は、昭和41年、42年、44年に、本件土地上の立木の一部を売却したが、その際、これを総会で付議したところ、一部に反対者があった事実を指摘する。……

以上によれば、網野子集落においては、前記の原則を修正、変更する慣習は、存在しないものと認められる。……

債務者は、本件施設の公共性が高いことを強く主張するが、そうであるならば、その手続きは、慎重に行われるべきであった。本件土地に本件施設を建設する必要があるのであれば、本件土地の権利関係について、より慎重に調査をし、その調査結果に基づき、本件土地の権利者である入会権者らに対し、賛同を得るための説得、交渉をし、その全員の合意をとるべく措置を講ずるべきであった。しかるに、本件においては、網野子集落民の多数から合意を得たからといって、区長と賃貸借契約をしたものであって、全員について合意をとるべく説得、交渉をしたとの釈明はない。このような場合、債務者に債務者主張のような損害が生じたとしても、それは、債務者自身に帰責されるべきことがらであり、そのことの故に保全の必要性がないということとはできない。

以上によれば、保全の必要性についても、一応認められるというべきである。¹⁹

鹿兒島裁判所は廃棄物処理施設の建設予定地を網野子集落の入会地と認定したのである。集落の総会によって多数決の賃貸契約は無効であるとしたのである。網野子集落には入会慣行が存在し、共同体的統制が存在していたのである。立木の伐採、山菜の採取の入会慣行、売却のための立木の伐採には許可を受けた上に山税を集落に払うなどの共同体的統制があったと裁判所は認定する。

町の主張する「法人格なき社団の単独所有」ということは退けられる。入会集団の網野子集落構成員全員の同意という共同体的統制の機能が多数決の原理と区長に賃貸契約の権限行使が拒否された。入会権という共同体的統制の構成員の全員一致による行為が、多数決の原理ということに分裂していったことが廃棄物処理場建設地の賃貸契約にみることができる。

入会権の解消・消滅ということで、集落構成員の所有の総和としての性質の消滅ということでの網野子集落の法人格なき社団の網野子集落の所有ということに移転の事実はないとしたのである。一方に網野子集落において、鉄道軌道用の枕木用材、パルプ用材、椎茸栽培用に伐採し、搬出が行われていた。このことは、入会地における木材の商品化が進んでいたことを示していたのである。

茶の生産や藍染め原料のリウキュウアイの栽培などもみられ、入会地は、自給的な立木の伐採、薪炭生産、採草だけではい。商品化が進み、集落での山税という共同体的規制が木材などの商品化のための伐採秩序維持が行われていたのである。

すでに奄美では鹿児島県令によって、明治41年に「旧町村ノ財産ハ総テ新町村ノ基本財産ト為ス可シ」としているが、本件の土地が村有になった証拠がないとしている。県の行政として進められた奄美諸島の入会地の町村自治体編入は実質的に行われていなかった。

瀬戸内町は、仮処分を不服として、鹿児島地裁に異議を申し立てていたが、平成14年6月19日に「原告住民の申し立てには理由がない」として仮処分の取り消しの判決を言い渡した。しかし、歴史的経緯から建設予定地は、町有地ではなく、網野子集落住民の入会地であることを認めた。

1998年（平成10年）11月29日の集落の総会で賃貸借について出席者全員の同意を得ている。賃貸借契約後の総会でも同契約についての反対の意見を述べなかったことは全員の賛成があったと判断。

網野子集落のごみ処理施設建設反対派住民の9人は、鹿児島地裁の決定は事実には誤りがあるとして保全拮抗を福岡高裁宮崎支部に提出。反対派住民は、1998年11月の集落総会に明確に反対意見をのべており、その後の総会で途中退席し、発言がないということで、反対意思を撤回したと評価するのは非常識としている。²⁰

瀬戸内町のごみ処理施設建設問題は、反対派の網野子住民によって、工事が進んでいない。建設地は、入会権ということで、全員の同意がとれていないということで、自然環境の保全を訴える住民との紛争が起きているのである。自然環境保護の反対派住民の抵抗によって、それまで、大きな問題となっていなかった入会権の問題が浮かび上がってきたのである。

(3) 奄美本島における入会権の慣行と森林の環境保全

奄美には、入会権の慣行が広範に残っている。

このことは、集落の共同体的統制の物質的基盤にもなっているが、同時に集落の構成員が開発に反対していく大きな支えになっている。環境保護意識が集落のなかで少数派であっても、ボスの多数による共同体的強制が働かないのである。全員一致によって、入会地の使用の方法を決めていくという慣行があるならば、拙速で安易な開発に対して、持続可能な地域社会のための環境保全的機能を果たすことを重視しなければならない。集落住民の生活や生産が共同体の慣行に依存する部分が大幅に低下し、住民の意見も多様化している。入会権の存在が瀬戸内町の網野子集落で存在していたという現実のなかで、生活共同体的慣行が、少数派の環境保全的意識を守っているのである。

それは、共同体的慣行が残るということで、集落の入会慣行地の賃貸契約が全員一致が必要ということであった。全員一致ということが多様化する住民の意見のなかで、より困難性をもつということで、開発承認において、大きなエネルギーが要求されていくのである。このことは安易な開発が行うことができないという条件をつくりだしている。

共同体的慣行が残るなかで、町行政の説得や町議会の承認にもかかわらず、少数の環境保護運動をする住民が自己の意志を貫きとおすことができたのは、環境ネットワーク奄美の支援や瀬戸内町網野子集落以外の住民の環境保護運動が支えたのである。

ここには、集落内部の住民間の問題ではなく、奄美の自然保護の運動があることを見落としてならない。奄美自然権利訴訟の住民運動のなかで瀬戸内町の住民にも環境保護運動の大切さが広まっていることを示している。

この運動を弁護士として、支えた中尾英俊氏は、全国の入会権について研究をしている法社会学者でもあるが、奄美の入会権の調査研究について、各市町村の入会を踏査した結果を、昭和42年に研究報告書として、詳細にまとめている。その研究報告書によれば、奄美の入会林野利用の普遍的形態は古典的共同利用であると特色を次のようにのべる。

「大島では、採草、採薪のための共同利用は少なくなっただけでも、用材採取のための共同利用がなお普遍的である。それも「勝手取」といわれるように利用ないし伐採の時期や数量に制限のない場合が多く、全くの古典的な共同利用である。これは、大島における入会林野利用の著しい特色である。

かくの如く、用材の勝手取が認められるのは、大島の林野の自然的、社会的条件に基因する。すなわち、大島用材、主として琉球松の天然更新による生育が可能であり、しかもその生育期間は15年ないし20年という比較的短い期間である。したがって、植栽に労力を投ずることなく輪伐が可能であり、あるいは皆伐しても15年ないし20年たてば松が成長し、その収益を期待することができる。積極的に労力を投じて人工植栽をしなくとも、立木が生育するから、入会権者たる住民としては、立木があるときに、そして必要なときに、立木を自由に伐採する、ことが可能なのである」。²¹

大島での入会は、古典的な共同利用形態が支配的であり、琉球松のように、短期間に自然更新が容易であるという自然的条件によって、用材の勝手取が行われていたと中尾氏はのべる。さらに、パルプ資本の大島への進出によって、北大島と南大島の対応が異なっていた。北大島は、勝手取の形態で個々の入会権者がパルプ資本に対応し、南大島では、入会集団がパルプ資本に対応したとして、次のように中尾氏は集落としての集団的管理の状況を強調する。

「入会林野が経済的利用と結びつかず、立木が商品としての価値を有していない間は、入会林野における自由採取＝勝手取が行われていたのは当然である。そのような状態のもとにおいて、大島ではパルプ資本は北大島から入ってきた。北大島ではパルプ資本の浸透に対して、個々の入会権者の自由採取＝勝手取という形態のまま対応した。入会林野に対する入会集団の規制が確立しない段階において、資本は入会集団＝部落を相手とせず、自己のエージェントを通し個々の入会権者たる住民から立木を買受けた。……これに比すれば、南大島にパルプ資本が入った時期は北大島よ

りおそかった。林野に対する依存率が高く入会林野が非常に重要な役割をもつ南大島では、売材となる立木が原則として入会集団が管理処分することにしたのである。このように、集団が直接管理するに至ったのは、入会林野が重大なウエイトをもつ南大島において、個々の住民の勝手取が行われれば、入会林野の伐採跡地における立木育成の見通しが困難になるという入会集団の側の理由もあったと推測されるが、同時にパルプ資本が個々の住民から伐採木を買うのではなく、入会集団から立木を買うことを希望したのが大きな理由であると推測される」。²²

中尾氏は、入会集団が直接管理規制するようになったのは、パルプ資本の浸透に対する入会林野の対応形態の重要性を指摘する。パルプ資本の進出という、内在的な商品生産活動の発達が十分にみられずに、外部資本によって強力に木材市場の対応に集落の集団として巻きこまれていくのである。また、個々の農家の勝手取という古典的な入会の形態の規制を伴って集団的管理として、南大島では展開したことを実証している。

瀬戸内町の隣、宇検村の湯湾集落では、強固な集団的管理の入会権と入会権のない住民も共同作業が求められていた。集落は強い年齢階層的秩序がつくられ、共同作業の掟も強固にある。中尾氏の調査によれば、部落林野の権利戸数160戸、部落戸数314戸で全戸数無償による共同作業の義務、部落共同施設の水道事業は入会林野の立木売却金によって、自家用薪炭材は住民の勝手取。この集落の隣の芦検では、部落住民経営の株式会社による入会権が一部にあるのである。戦前の集落農事実行組合・産業組合購買部の入会権が戦後に株式会社芦検商店になったのである」。²³

奄美大島の歴史的特殊性は、入会林野や所有権の確定をあいまいにしてきたことを中尾氏は指摘する。奄美大島の林野制度の歴史的特徴として、官民有区分で個人持ち山とされたものは少なく、多くは村持、住民総有とされた。明治41年4月1日の県令30号をもって旧町村の持ち山を旧村民の同意によってではなく、一方的に新町村に編入し、町村が部落に働きかけて、指導したことはなく、統一協定の文書もなくあいまいであると。

「大島における新町村有林は、町村の側から部落に働きかけて得たものではなく、町村の成立と同時に右県令によって受動的に旧村からころがりこんできたものである。したがって、どの範囲が旧村持林野なのかも明確ではなく、また村持林野の意義も明らかにされないまま、ともかく旧村の住民が支配していた林野が新町村有とされたのである。これらの林野はほとんどが未登記のままであったが、土地台帳上旧村持とされたもののほか記名共有もしくは惣代名義（代表者所有）で新町村有とされたものが少なくなかった。……大島においては旧村持林野の新町村移転が整理区分や施業案編成と直ちには結びつかなかった。新町村はまだ生まれたばかりであり、林野の整理区分や施業案編成は当面の事業となりえなかったものと思われる。事実、大島において施業案編成が行われたのは昭和初期である。それ故に新町村はさしあたり林野を管理経営するという意図もなく、ただころがりこんできた林野を所有すれば事足りたのである」²⁴

以上のことからわかるように、奄美や沖縄の離島地域の町村制施行と同時に、奄美の場合は、一方的な県令によって、旧村住民の入会地が新町村の所有権に名義登録されたのである。旧村住民の利用していた入会地に対して、旧村住民の同意はもちろん、新町村としても旧村住民に積極的に働きかけて、当事者間の合意もなく、県令によって、形式的に新町村に編入されたものである。旧住民は、従前と変わらず、入会地として利用しているにすぎないが、パルプ資本の奄美への進入によって、徐々に様子が変わっていくのである。町村制施行による入会地の新町村の編入は、ころがりこんできた町村有林野なのである。

中尾氏の研究によれば、昭和40年当時の瀬戸内町は、「薪炭材利用の少ない現在、貸付地は薪炭材以外の用材採取に利用されているが、住民は町に対し一定の貸付料納入義務を負う。そして貸付地の立木を売却するときは町に届出て、売却代金の三割を納入することを定められている。また、官行造林、および県行造林については、いずれも町の分収収益のうち三割が旧所有者たる地元部落に還元されることになっており、地元住民の入会

権は留保されているのである。したがって町有林、真実町有であるのか否か、問題にされている土地が少なくなく、入会林野地盤の帰属をめぐる紛争を生じているのである」²⁵

奄美大島におけるパルプ資本の進出によって、入会権の管理形態も地域によって、集団的管理の強いところと、個々の農家の勝手取形態によってパルプ資本の進出に対応したところと異なっていた。

また、共同体的慣行の残る地域として、入会権の存在があるのであるが、共同体規制による住民出資によって、株式形態の会社をつくっている集落をみることができる。大島本島の宇検村芦検部落では、「入会林野は約750町歩におよびそのうち132町歩が不要存置国有林野の売却地である。……明治期にすべて10名の代表名義で登記され、それが昭和11年から17年にかけて、全部「芦検農事実行組合」名義に移転登記された。そのうち、2筆が「株式会社芦検商店」名義に（昭和36年と同41年）移転登記されたが、その他は依然として農事実行組合名義のままである。なお国有林野の売却地についてはまだ移転登記がされていない（昭和40年当時入会農家100戸、居住戸数123戸）。……この商店は戦前の産業組合の芦検購買部を母体にしていて、戦前当部落には商店がなく、産業組合購買部が部落住民の日常必需活を供給していた。産業組合が農業会に統合されても実際には変わらなかったが、終戦後アメリカ軍の占領下におかれるようになって、農業会は事実上解体し、購買部の運営も不可能になった。その結果住民の日常生活に不便を来したので、昭和25年に当部落有志3、4名が出資して芦検商店を設立し、日常品の販売をはじめた。……この商店は、実体が農協購買部の如くであったから、部落による経営が謳われ、部落住民もこの商店に出資加入し、組合経営が行われた。しかし、この商店は実質的に組合であって、法人格を有していなかったため、専売品を取扱うことができなかった。そこで商店を法人化することが必要となり、部落の役員が協議した結果、株式会社を設立することになった。昭和36年に部落役員7名が発起人となり、株式会社芦検商店を設立し、同年7月25日設立登記を完了し

た」。²⁶

宇検村芦検部落のように、地域住民の出資による株式会社の商店をつくっているが、部落住民には、共同体の一員としての出資である。この会社形態として、入会林野の経営をしているのである。

林野の市場への対応形態が共同的規制をもっていることが奄美大島の大きな特徴である。共同体の経営を強くもつ林野の経営が集落の水道事業、道路建設、公民館建設などとおして、集落住民に還元していくのである。このことは、入会権をもっていない集落住民にたいしても集落として、共同作業の出役強制力になったのである。パルプ資本の進出によって、集団的な入会権の管理が木材の伐採による環境破壊的役割を果たしたことも否定できない。

このことは、入会権そのものが環境保全的役割を果たすということに本質があるのではなく、現代の環境保護の住民運動が入会の権利者全員一致ということの承認事項が、多様化する集落住民の意識変化や環境保全運動の高揚のなかで、安易な開発ができないということの意味しているのである。入会ということが、近代以前の林野の利用形態であることから、現代のような大型公共事業の開発に対して、その権利関係の伝統性が対応しているのである。入会権は、近代的な所有に反するものであるが、入会権をもつ集落住民のなかに、伝統的な意識であろうとも、自然生態系を大切に、持続可能な地域の形成という積極的な意識がなければ、入会権が環境保護の機能として働かないことを見落としてならない。つまり、入会権そのものが自然保護的機能をもっているということではないことを強調しておきたい。

- 1 山田隆夫「自然の価値と人間の価値」山村恒年・関根孝道編「自然の権利」信山社、41頁
- 2 前掲書66頁
- 3 訴状「奄美自然の権利訴訟1995年2月23日鹿兒島地方裁判所提出
- 4 訴状「奄美自然の権利訴訟1995年2月23日鹿兒島地方裁判所提出
- 5 訴状「奄美自然の権利訴訟1995年2月23日鹿

兒島地方裁判所提出

- 6 訴状「奄美自然の権利訴訟1995年2月23日鹿兒島地方裁判所提出
- 7 園 博明「奄美自然の権利訴訟本人尋問用報告書1998年11月8日・第19回口頭弁論」4頁
- 8 前掲書6頁
- 9 前掲書6頁
- 10 前掲書4頁～5頁
- 11 前掲3頁
- 12 平成13年度1月22日の鹿兒島地方裁判所の判決言渡書
- 13 平成13年度1月22日の鹿兒島地方裁判所の判決言渡し
- 14 平成13年度1月22日の鹿兒島地方裁判所の判決言渡し
- 15 平成13年度1月22日の鹿兒島地方裁判所の判決言渡し
- 16 平成13年度1月22日の鹿兒島地方裁判所の判決言渡し
- 17 平成13年度1月22日の鹿兒島地方裁判所の判決言渡し
- 18 南日本新聞2001年2月14日
- 19 鹿兒島地方裁判所奄美支部建築工事禁止仮処分命令申立事件判決書、平成13年5月18日
- 20 南日本新聞2002年7月2日
- 21 中尾英俊「奄美大島における入会林野1」私製本・昭和42年、192頁—193頁
- 22 前掲書、195頁—196頁
- 23 前掲書、115頁—147頁の宇検村の調査分析を参照。
- 24 前掲書、13頁—14頁
- 25 前掲書153頁—154頁